設計図書等に対する質問事項回答書

令和8年11月2日

寝屋川市 総務部 契約課

件名：寝屋川市横断歩道橋等定期点検業務委託

NO	質問事項	回　答
1	リフト車の機械経費は設計書に計上されていますでしょうか。 計上されていなければ、変更協議の対象になりますでしょうか。	リフト車（高所作業車）の機械経費は、第6号代価表「歩道橋点検（リフト車）夜間」及び第17号代価表「橋梁点検（15m未満）【リフト車】」の各歩掛にそれぞれ含まれるため、変更対象にはなりません。
2	本業務の設計書に高所作業車のリース費用が含まれておりませんが、契約後の設計変更対象となるのでしょうか。	
3	設計書についてお尋ねいたします。 直接経費の項目に「リフト車の機械経費」の記載がございません。 第6号代価表「歩道橋点検（リフト車）夜間」と第17号代価表「橋梁点検（15m未満）【リフト車】」の各歩掛に機械経費がそれぞれ内包されているという認識でよろしいでしょうか。	
4	本業務における積算基準は見積歩掛でしょうか。見積歩掛以外の場合、積算基準は【「建設工事積算基準」令和8年度(令和8年9月1日改定)　大阪府都市整備部】でしょうか。	見積歩掛は不使用で、積算基準は大阪府都市整備部「建設工事積算基準」令和8年度(令和8年9月1日改定)　です。
5	橋梁点検の方法について、【地上・梯子】と【リフト車】とされていますが、現地状況から困難と思われます。 点検方法については変更協議の対象になりますでしょうか。	点検方法については変更協議の対象になります。
6	工期は2027年2月26日までとなっておりますが、警察協議や道路使用許可の取得状況等により、橋梁点検の実施時期が当初の予定から後ろ倒しとなった場合、工期を延長していただくことは可能でしょうか。	工期内で完了する見込みですが、協議の上、やむを得ない理由がある場合は工期を延長いたします。
7	橋梁周辺の植生等により伐採が必要となった場合や、大利橋・新用悪水路橋の点検に追加の機材が必要となった場合、これらに伴う費用は契約変更の対象としていただけますでしょうか。	追加内容については協議し、必要であれば変更対象といたします。
8	交通誘導警備員の人数算出根拠をご教示願います。	歩道橋1橋あたり昼間2人・深夜2人（合計：昼間12人・深夜12人）、橋梁1橋あたり昼間5人（合計：昼間10人）を計上しております。
9	交通誘導員Bに関しまして 第1号内訳書「定期点検業務（歩道橋）」における交通誘導員Bおよび交通誘導員B（夜間）、ならびに第2号内訳書「定期点検業務（橋梁）」における交通誘導員Bについて、それぞれの計上人数をご教示頂けますと幸いです。	

NO	質問事項	回　答
10	打合せ協議に関しまして 設計書を確認したところ、横断歩道橋点検（第11号代価表）および橋梁点検（第21号代価表）において、それぞれ打合せ協議が計上されているように見受けられます。 一方で、特記仕様書には打合せ協議回数として「初回・中間2回・納品時」の計4回が記載されていますが、これらの回数は各点検業務に対してどのように配分されているのでしょうか。 または、点検ごと(歩道橋・橋梁)に別で「初回・中間2回・納品時」の計4回を考えられているのでしょうか。ご教示いただけますと幸いです。	点検（歩道橋と橋梁）ごとに、それぞれ打ち合わせを4回で積算しております。
11	特記仕様書　第8条　管理技術者 業務経験を有していなければならないとありますが、橋梁点検業務の実績・経験を有していれば問題ありませんか。公告に記載の「平成23年度以降に官公庁が発注した、予定価格の50%以上の横断歩道橋点検業務」の実績」がなければいけませんか。	管理技術者は、橋梁点検業務の実績・経験を有している技術士（総合技術監理部門（鋼構造及びコンクリート） 又は建設部門(鋼構造及びコンクリート)）資格保有者であれば問題ありません。 ただし、特記仕様書第8条は管理技術者の要件を示しており、公告は入札参加者（企業等）の要件を示しておりますので、それぞれの要件を満たす必要があります。
12	特記仕様書「第8条　管理技術者」に「管理技術者は業務経験を有しなければならない」と記載ありますが、同種業務（道路橋点検等）での実績がある場合も、当該要件を満たしているという認識でよろしいでしょうか。	同種業務（道路橋点検等）での実績がある「技術士（総合技術監理部門（鋼構造及びコンクリート） 又は建設部門(鋼構造及びコンクリート)）資格保有者」であれば要件を満たしていることとなります。
13	夜間点検作業の対象になる歩道橋（リフト車）をお教え願えますか。	歩道橋6橋全てが夜間点検の対象です。
14	打上歩道橋の点検対象範囲は、位置図のマーク部のみと考えてよろしいでしょうか。	点検対象範囲は位置図のマーク部ではなく、一般図の凡例「点検箇所」で示したとおりです。
15	警察協議、道路使用許可申請は、発注者側で実施していただけますでしょうか。	警察協議、道路使用許可申請は、発注者側で実施いたします。